定量的な基準の導入について(概要)

【背景】

病床機能報告の内容等について、

- ・ 主として回復期機能を有する病棟であっても、急性期機能と報告されている病棟が一定数存 在する。
- 主として急性期や慢性期を担う病棟と報告された病棟においても、回復期の患者が一定数入 院し、回復期の医療が提供されている。



詳細な分析や検討が行われないまま、<u>回復期機能を担う病床が各構想区域で大幅に不足しているという指摘がある。</u>



地域医療構想調整会議の活性化につなげるため、<u>医療機能や供給量を把握するための目安として、地域の実情に応じた定量的な基準を導入</u>。

定量的な基準の導入について(概要)

【北海道における「定量的な基準」の考え方】

- 地域医療構想で示す「2025年の必要病床数」は、今後の地域医療の在り方を示す参考値と して重要であるが、絶対的な数値ではない。
- <u>地域の医療ニーズの状況(疾患、診療内容、受療動向など)や、各病院・有床診療所の状況</u> (患者の数・状態像、医療従事者、診療内容など)など、より詳細かつ具体的なデータを共有 することが重要。
- <u>病床機能報告</u>は、<u>病棟単位で自主的に選択</u>して報告する制度で、<u>「急性期」「回復期」「慢</u> 性期」の報告に幅があるのが現状。

このため、地域で必要とする機能等に関する検討のより一層の活性化に向け、各医療機関が自主的に選択した病床機能に加え、<u>各病棟の機能を推定し得る一定の「定量的な基準」に沿って整理した資料も共有</u>。

○ 「定量的な基準」は「絶対的な基準」ではない。

北海道における「定量的な基準」①

【定量的な基準①】

- (1)以下の入院料等を算定する病棟については、病床機能報告制度上、一般的に報告すべき機能が明確にされていること等を踏まえ、病床機能報告により報告された病床機能を活用。
 - 救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、 小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入 院管理料
 - 回復期リハビリテーション病棟
 - 特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料
 - 緩和ケア病棟
 - ※ 療養病棟入院基本料を算定する病棟については、実態として、「慢性期」のみならず「回復期」と報告される病棟もあることから、平均在棟日数により分類することとする。
- (2) 上記以外の病棟については、平成30年度診療報酬改定における入院基本料体系の再編に 関する考え方等を踏まえ、以下の基準により「急性期」「回復期」「慢性期」を分類。

急性期:平均在棟日数21日以下の病棟

回復期:平均在棟日数22日以上60日以下の病棟

慢性期:平均在棟日数61日以上の病棟

- ※ 平均在棟日数 = 在棟患者延べ数(年間)÷{(新規入棟患者数(年間)+退棟患者数(年間))÷2}(端数は切上げ)
- ※ なお、過去1年間の間に病棟の再編・見直しがあった病棟(在棟患者延べ数等が1年間分報告されていない病棟)については、病床機能報告により報告された病床機能を活用することとする。

北海道における「定量的な基準」②

【定量的な基準②】

(1)「急性期」として報告された病棟については、以下の基準により「急性期」「回復期」を 分類。

急性期:「重症度、医療・看護必要度」を満たす患者割合が15%以上

回復期:「重症度、医療・看護必要度」を満たす患者割合が15%未満

※ 病床機能報告において「重症度、医療・看護必要度」を満たす患者割合が報告されていない病棟については、病床機能報告により 報告された病床機能を活用。(産科及び15歳未満の小児の患者のみの場合、当該尺度による測定が算定の要件となっている入院基本料等の届出を行っていない場合など)

ただし、「一般病棟13対1入院基本料」及び「一般病棟15対1入院基本料」を算定する病棟については、「回復期」に分類。

- ※ 地域包括ケア入院医療管理料を算定している病床を含む病棟については、病棟全体で「重症度、医療・看護必要度」を満たす患者 割合が15%以上である場合も、地域包括ケア入院医療管理料を算定している病床で「重症度、医療・看護必要度」を満たす患者割 合が15%未満の場合には、地域包括ケア入院医療管理料を算定している病床のみ「回復期」として整理。
- ※ 「重症度、医療・看護必要度」については、平成30年度診療報酬改定で定義・判定基準等について見直しが行われており、平成30年度以降の病床機能報告を整理する際には基準の見直しが必要であることに留意。
- (2) 「回復期」又は「慢性期」として報告された病棟については、病床機能報告により報告さ れた病床機能を活用。